

|        |     |     |     |     |     |     |          |    |          |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|----|----------|
| 文書分類番号 | 00  | 09  | 03  | 002 | 永 年 | 起案  | 平成 年 月 日 | 決裁 | 平成 年 月 日 |
| 議 長    | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 副主幹 | 担 当 | 担 当 | 文書取扱主任   |    |          |

## 第 4 回 厚生常任委員会 会議録

|         |                                      |              |              |
|---------|--------------------------------------|--------------|--------------|
| 開催年月日   | 平成 23 年 8 月 23 日（火曜日）                | 開会 13 時 01 分 | 閉会 15 時 40 分 |
| 開催場所    | 第三委員会室                               |              |              |
| 出席委員    | 関藤、堀、清水、木下、荒木<br>議長、委員外～渡邊、小野        | 事務局          | 中嶋事務局長       |
| 欠席委員    | 田村                                   |              | 菊井次長         |
| 説明員     | 別紙のとおり                               |              | 村井主任主事       |
| 議 件     | 別紙のとおり                               |              |              |
| 議 事 概 要 | 1. 所管からの報告事項について                     |              |              |
|         | 次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。  |              |              |
|         | (1) 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例について           |              |              |
|         | (2) 平成 23 年度一般会計補正予算について             |              |              |
|         | (3) 平成 23 年度国民健康保険特別会計補正予算について       |              |              |
|         | (4) 平成 22 年度コミュニティ施設決算状況について         |              |              |
|         | (5) たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成 22 年度版）について |              |              |
|         | (6) 空き家等の適正管理に関する検討経過について            |              |              |
|         | (7) 未来へつなぐ市民税 1 %事業補助金について           |              |              |
|         | (8) 滝川市まちづくりセンター条例の制定について            |              |              |
|         | (9) 平成 23 年度一般会計補正予算について             |              |              |
|         | (10) 平成 23 年度一般会計補正予算について            |              |              |
|         | (11) 平成 23 年度一般会計補正予算について            |              |              |
|         | (12) 平成 23 年度一般会計補正予算について            |              |              |
|         | (13) 平成 23 年度介護保険特別会計補正予算について        |              |              |
|         | (14) 専決処分について                        |              |              |
|         | (15) 通院・買い物乗合タクシー実証運行事業計画（案）について     |              |              |
|         | ○ 厚生常任委員会要求資料について                    |              |              |
|         |                                      |              |              |
|         | 2. 第 3 回定例会以降の調査事項について               |              |              |
|         | 別紙調査事項のとおりとすることに決定した。                |              |              |
|         |                                      |              |              |
|         | 3. その他について                           |              |              |

|                                 |                                           |
|---------------------------------|-------------------------------------------|
| 議<br>事<br>の<br>概<br>要           | ・ 常任委員会の道外視察について、日程は10月11日（火曜日）から13日（木曜日） |
|                                 | までとし、視察内容は省エネに関連して、LED照明について、埼玉県の間企業を     |
|                                 | 視察をすることにし、そのほかについては今月中までに提案を受け、正副委員長で決    |
|                                 | 定することにした。                                 |
|                                 | ・ 社会福祉事業団が指定管理する施設の視察について日程の確認をした。        |
|                                 |                                           |
|                                 | 4. 次回委員会の日程について                           |
|                                 | 正副委員長に一任することに決定した。                        |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
|                                 |                                           |
| 上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊞ |                                           |

平成23年8月19日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成23年8月10日付け滝議第75号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

|                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 総務部企画課長                | 中 島 純 一            |
| 総務部企画課主査               | 稲 井 健 二            |
| 市民生活部長                 | 伊 藤 克 之            |
| 市民生活部参事                | 庄 野 雅 洋            |
| 市民生活部くらし支援課長           | 赤 松 恒 夫            |
| 市民生活部くらし支援課主幹          | 松 本 真理子            |
| 市民生活部くらし支援課副主幹         | 山 川 弘 己            |
| 市民生活部くらし支援課主査          | 原 田 瑞 絵            |
| 市民生活部くらし支援課主査          | 橋 本 英 昭            |
| 市民生活部くらし支援課主任級主事       | 高 嶋 秀 治            |
| 市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長 | 千 葉 豊              |
| 市民生活部市民課長              | 榎 木 康 人            |
| 市民生活部市民課主幹             | 杉 原 慶 紀            |
| 市民生活部市民課副主幹            | <del>佐 藤 之 俊</del> |
| 市民生活部市民課副主幹            | 梅 津 敏 彦            |
| 市民生活部市民課主査             | 千 田 きみ子            |
| 保健福祉部長                 | 橋 弘 恭              |
| 保健福祉部次長                | 佐々木 哲              |
| 保健福祉部福祉課長              | 国 嶋 隆 雄            |
| 保健福祉部福祉課副主幹            | 中 川 祐 介            |
| 保健福祉部子育て応援課長           | 樋 郡 真 澄            |
| 保健福祉部子育て応援課副主幹         | 前 田 昌 敏            |
| 保健福祉部介護福祉課長            | 高 田 和 昌            |
| 保健福祉部介護福祉課主幹           | 渡 辺 多 恵            |
| 保健福祉部介護福祉課副主幹          | 小 峯 智              |
| 保健福祉部介護福祉課副主幹          | 深 村 栄 司            |

保健福祉部介護福祉課主査

保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長

須 藤 公 夫

渡 邊 尚 子

(総務部総務課総務グループ)

## 第4回 厚生常任委員会

H23. 8. 23(火)13:00～  
第 三 委 員 会 室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

### 1. 所管からの報告事項について

#### 《市民生活部》

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| (1) 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例について           | (資料) 市民課       |
| (2) 平成 23 年度一般会計補正予算について             | (資料) 市民課       |
| (3) 平成 23 年度国民健康保険特別会計補正予算について       | (資料) 市民課       |
| (4) 平成 22 年度コミュニティ施設決算状況について         | (資料) 暮らし支援課    |
| (5) たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成 22 年度版）について | (資料) 暮らし支援課    |
| (6) 空き家等の適正管理に関する検討経過について            | (資料) 暮らし支援課    |
| (7) 未来へつなぐ市民税 1 %事業補助金について           | (資料) まちづくりセンター |
| (8) 滝川市まちづくりセンター条例の制定について            | (資料) まちづくりセンター |
| (9) 平成 23 年度一般会計補正予算について             | (資料) まちづくりセンター |

#### 《保健福祉部》

- |                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| (10) 平成 23 年度一般会計補正予算について        | (資料) 福祉課    |
| (11) 平成 23 年度一般会計補正予算について        | (資料) 子育て応援課 |
| (12) 平成 23 年度一般会計補正予算について        | (資料) 介護福祉課  |
| (13) 平成 23 年度介護保険特別会計補正予算について    | (資料) 介護福祉課  |
| (14) 専決処分について                    | (資料) 介護福祉課  |
| (15) 通院・買い物乗合タクシー実証運行事業計画（案）について | (資料) 介護福祉課  |

### 2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

### 3. その他について

### 4. 次回委員会の日程について

○閉 会

## 第 4 回 厚生常任委員会

H23. 8. 23(火) 13 時 00 分

第三委員会室

開 会 13:01

### 委員動静報告

委員長 田村欠席。議長出席。委員外～渡邊、小野。プレス空知、北海道新聞の傍聴を許可する。

#### 1 所管からの報告事項について

委員長 (1) について説明願う。

##### (1) 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例について

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (1) は報告済みとする。(2) について説明願う。

##### (2) 平成 23 年度一般会計補正予算について

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (2) は報告済みとする。(3) について説明願う。

##### (3) 平成 23 年度国民健康保険特別会計補正予算について

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (3) は報告済みとする。(4) について説明願う。

##### (4) 平成 22 年度コミュニティ施設決算状況について

松本主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

清水 3 月議会で大谷議員の一般質問で人件費について、非常にあいまいな答弁だった。管理人の人件費単価について、最初の答弁では各施設に任せているとし、もう一つの答弁では市と協議の上決定しているというものだった。そのことについて、現在ではどのような見解になっているか伺う。

原田主査 各施設に任せているのは大前提である。市との協議とは、予算を立てる際に協議をしているということである。児童館が併設している公民館については、児童館の開館時間は児童厚生員が対応することになっている。問題が出てくるのは、緑地区、本町、幸町の児童館を併設していないところだと思う。管理人はその時間帯に張りつけ状態になる。この件については現在、実態も含めて検討中である。

清水 検討の経過について伺う。

原田主査 地域管理を進めるに当たって、夜間の管理人はついている状態だが、問題の 3 館については児童厚生員がいないことから、管理人をつけなければならない。会長の考えもあるが、施設の入館者数は減っているが、その間いなければいけない管理人の時間はそうでもないということがあるので、各館の状況を把握して進めているところである。

清水 ① 3 館が検討の対象になっているということだが、待ち時間に家で拘束され、電話を待っている状態が、この 3 館で間違いなくあるということなのか。あるいは今はそのようなことはないのか伺う。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | ② あき待ちなのにその分の給与が払われていなければ、労基法違反だと思う。そういう労基法との関係で、監督官庁に相談をきちんとしているのか伺う。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 原田主査  | ① 入口に連絡先が書かれていたり、管理人がいるときに次の予約をしたりするので、電話を待っているような状況ではない。                                                                                                                                                                                                                                                     |
|       | ② 入館者がいる状況では管理人が張りつくのが大前提なので、公民館にいて勤務をしていれば給与を支払っている状況である。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 清 水   | 各施設に任せているというのは、何を任せているのか。あるいは何を協議しているのか伺う。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 原田主査  | 検討しているのは、3館が人件費について非常に困窮している。入館者数は減っているが、入館者が1人、2人いても管理人がついていなければならない。その間の時間の問題がある。もう一つが開場して、その間抜けて閉場しに来る施設もあるが、本町、幸町についてはずっとついている状況もあり得るので、そこを公民館と協議をしているところである。                                                                                                                                             |
| 清 水   | 幸町、本町、緑地区が人件費で困っているということは、もっと必要だが市からの支出がないということだと思う。その解消策としてボランティア的なことが行われているということだが、これは重大な問題だと思う。指定管理代行委託というのは、指定管理を受けるほうが計画を出して、それに対して委託していく。受けるほうがボランティアで行うという状況で申請書を出さざるを得ないというのは、自由な契約になっていない。ボランティアで解消しているということも問題だし、指定管理の契約の仕方もしっかりと責任を持って行える内容ではないということを察することができるので、次の契約に向けて、きちんと改善することが必要だと思う。意見とする。 |
| 原田主査  | ボランティアではない。市と各連合の運営委員会と契約を結んで、雇用を運営委員会が行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委 員 長 | 他に質疑はあるか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 副委員長  | ① 管理代行負担金の基準について伺う。その他収入が各館で違うが、およそどのような収入があるのか伺う。                                                                                                                                                                                                                                                            |
|       | ② 施設に洋式トイレを設置してほしいという要望がある。このことについてどのような状況になっているのか伺う。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 原田主査  | ① 管理代行負担金については、維持管理費として燃料費、電気料、上下水道料、ガス料金、通信運搬費、手数料、修繕料、印刷製本費、除排雪委託料の3カ年平均で契約することになっている。その他収入では、コピー機があるところと、ないところがある。運営委員会でコピー機を持っていれば、そちらに収入を入れている状況である。                                                                                                                                                     |
|       | ② コミュニティ施設については、扇町、幸町、三世代交流センターは1階に障がい者用トイレがあり、男女兼用の洋式トイレである。公民館、東滝川地区研修センターについては、2階に洋式トイレが設けられている。洋式トイレがないところはない。                                                                                                                                                                                            |
| 副委員長  | 2階は主に一般の方が使い、1階は児童が使っている。東町では女子トイレ3つのうちの一つが洋式である。男子のほうも洋式を希望している。洋式トイレが必要だと思うがいかがか。                                                                                                                                                                                                                           |
| 原田主査  | 一度要望があり、数年前に予算計上した経緯がある。そのときには認められなかった。今後内部で検討していきたいと思う。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 委 員 長 | 他に質疑はあるか。(なし)(4)は報告済みとする。(5)について説明願う。                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 橋本主査<br>委員 長<br>清 水 | <p>(5) たきかわ「環のまち」物語年次報告書（平成 22 年度版）について<br/>（別紙資料に基づき説明する。）</p> <p>説明が終わった。質疑はあるか。</p> <p>① P17、市民 1 人・1 日当たりのごみ排出量の数字があるが、18 年度から 22 年度までふえ続けている。このふえている原因と飛躍的に減らすことができる根拠を伺う。</p> <p>② 省エネモニターが 10 件ほどでわずかな数だが、それで CO<sub>2</sub> 削減量を推定していると思う。CO<sub>2</sub> 削減について、この程度の数のモニターで想定できるはずはない。これらの方は減らそうとしてモニターになっている。滝川市の CO<sub>2</sub> の計画や目標はないと思っているが、現時点でどのように考えているのか伺う。</p> <p>③ リサイクルでどれだけ発電して、どれだけ有効活用して、どれだけ燃やしているのか伺う。売電はゼロである。その理由を市民にきちんと説明する必要があると思う。施設の稼働率が 3 割くらいまで落ちている。生ごみの量が減ったのか、事業系ごみで何か大きな変化が起きているのか。また、1 トン当たりの収入が減っていると思うが、そういう中で単価引き上げがあるのか伺う。</p> |
| 庄野参事                | <p>① ふえた原因だが、15 年に分別収集を始めて、その中で市民の意識の緩みがあるのではないかと思う。減らす根拠は、減量化推進審議会があるが、そこでも 22 年度の取り組みとして、古紙の回収を始めているので、そういう面でさらに減らしていける要因があるのではないかと思う。古紙や雑紙については資源化へ向けて取り組みができる可能性があると思っている。目標に向かって取り組んでいきたいと考えている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 橋本主査                | <p>② 22 年のモニターは 53 世帯ということだが、もう少し多くの方に参加していただくように引き続き努力をしている。1 回目は 19 世帯ということで少なかったのも、ふやす努力をしているところである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 庄野参事                | <p>③ リサイクルの発電量だが、発電量は 50% を切っている状態である。生ごみの排出量が減っているのが主な要因である。発電量が 100% になれば、それなりの売電ができるが、今は稼働率が落ちていることから売電には至っていない。このことから衛生施設組合の処理単価にはね返ることもあるかと思う。その辺も含めて、今後適正な料金体系を検討しなければならないと思う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 清 水                 | <p>滝川市の CO<sub>2</sub> 削減目標、そのための実態把握がなされていないがその理由を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 橋本主査                | <p>地域の CO<sub>2</sub> 排出量の把握については、21 年度に省エネルギービジョンの策定を行った際、コンサルを交えてデータを取ったが、例えば、灯油の消費量など統計値がつかめず、また工業的なエネルギー消費量のデータがなく、工業生産額から推計するなどして CO<sub>2</sub> の値を出した。これを逐一滝川市独自で算定するのは難しい。そのかわりに省エネルギービジョンの中でも地域の省エネルギーを滝川市の公共施設で先導的に取り組みを進めることで、年平均 1 % ずつの削減という目標を掲げている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 委員 長                | <p>他に質疑はあるか。（なし）（5）は報告済みとする。（6）について説明願う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                     | <p><b>（6）空き家等の適正管理に関する検討経過について</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 山川副主幹               | <p>（別紙資料に基づき説明する。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 委員 長                | <p>説明が終わった。質疑はあるか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 荒 木                 | <p>16 件の未解決事例のうち、所有者が不明、連絡のつかないケース 5 件の内訳に</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|         |                                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | ついて伺う。所有者が不明なのは何件で、わかっているが連絡のつかないのは何件か伺う。                                                                                                         |
| 山川副主幹   | 郵便が戻ってきているのが2件、戻ってきていないのが3件、その方については何も回答がない。電話番号等も照会をかけたが、電話の登録がないということで、5件については確認できていない状況である。                                                    |
| 荒 木     | 所有者はわかっていて、郵送しているが確認できないということで確認してよいか伺う。                                                                                                          |
| 山川副主幹   | そのとおりである。                                                                                                                                         |
| 委 員 長   | 他に質疑はあるか。                                                                                                                                         |
| 清 水     | この時代に法律が未整備だからできないということは許されない。非常に危険な状態だが、郵便が戻ってくる場合、自治体が撤去して安全確保できないということは憲法違反である。そういうことについて、現在どのようになっているのか伺う。                                    |
| 庄野参事    | 例えば居林電気のように危険が差し迫っているものについては、壁が崩れてきたり、不法侵入、不法投棄がある。こういう事例については、法的な問題もあり、壊すことはできないが、民法上の事務管理で、入口をふさいだり、壁をたたき落として危険でないようにするなど、条例の手续とは別にその都度進めていきたい。 |
| 清 水     | いろいろな手続を踏んでいつごろ条例提案するのか伺う。                                                                                                                        |
| 伊藤部長    | 相当時間をかけて検討している。他市の条例を見るとその内容だけでは滝川市の今の状況を現実的に解決するものではない。弁護士とも相談し、この手続が法的に問題ないのかを検討している。9月議会には提案できない。できれば次の議会を最大努力するめどとしたいと考えている。                  |
| 委 員 長   | 他に質疑はあるか。(なし)(6)は報告済みとする。(7)について説明願う。                                                                                                             |
|         | <b>(7) 未来へつなぐ市民税1%事業補助金について</b>                                                                                                                   |
| 千葉所長    | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                                                                   |
| 委 員 長   | 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(7)は報告済みとする。(8)について説明願う。                                                                                                       |
|         | <b>(8) 滝川市まちづくりセンター条例の制定について</b>                                                                                                                  |
| 千葉所長    | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                                                                   |
| 委 員 長   | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。                                                                                                                       |
| 木 下     | 人員はどのくらいの人数を考えているか伺う。                                                                                                                             |
| 千葉所長    | 資料9に人員体制を載せている。正職員1名、嘱託職員1名、臨時職員2名、行政パートナー2名ということで考えている。                                                                                          |
| 委 員 長   | 他に質疑はあるか。                                                                                                                                         |
| 渡邊委員外議員 | 減免規定を設けるかどうか伺う。                                                                                                                                   |
| 委 員 長   | 渡邊委員外議員の質疑を認めるかどうか委員に伺う。                                                                                                                          |
| 荒 木     | この内容は条例案にまさにくたわれるかどうかなので、議案関連の質疑だと思う。本会議で質疑をすべきと思う。                                                                                               |
| 委 員 長   | 若干休憩する。                                                                                                                                           |
|         | 休 憩 14:00                                                                                                                                         |
|         | 再 開 14:02                                                                                                                                         |
| 委 員 長   | 休憩前に引き続き会議を再開する。今の渡邊委員外議員の質疑は取り下げとする。他に質疑はあるか。私のほうから質疑させていただく。                                                                                    |

|       |                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 長 | まちづくりセンターが稼働することによって、今、稼働しているまちぷらなどの施設はどのような状況になるのか伺う。                                             |
| 千葉所長  | 今年度はまちぷらは継続ということで聞いている。今後については具体的には聞いている。                                                          |
| 委 員 長 | 他に質疑はあるか。(なし)(8)は報告済みとする。(9)について説明願う。                                                              |
| 千葉所長  | <b>(9) 平成 23 年度一般会計補正予算について</b>                                                                    |
| 委 員 長 | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                    |
|       | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(9)は報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。                                        |
|       | 休 憩 14 : 10                                                                                        |
|       | 再 開 14 : 30                                                                                        |
| 委 員 長 | 休憩前に引き続き会議を再開する。(10)について説明願う。                                                                      |
|       | <b>(10) 平成 23 年度一般会計補正予算について</b>                                                                   |
| 国嶋課長  | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                    |
| 委 員 長 | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(10)は報告済みとする。(11)について説明願う。                                          |
|       | <b>(11) 平成 23 年度一般会計補正予算について</b>                                                                   |
| 樋郡課長  | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                    |
| 委 員 長 | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(11)は報告済みとする。(12)について説明願う。                                          |
|       | <b>(12) 平成 23 年度一般会計補正予算について</b>                                                                   |
| 高田課長  | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                    |
| 委 員 長 | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(12)は報告済みとする。(13)について説明願う。                                          |
|       | <b>(13) 平成 23 年度介護保険特別会計補正予算について</b>                                                               |
| 高田課長  | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                    |
| 委 員 長 | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(13)は報告済みとする。(14)について説明願う。                                          |
|       | <b>(14) 専決処分について</b>                                                                               |
| 高田課長  | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                    |
| 委 員 長 | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(14)は報告済みとする。(15)について説明願う。                                          |
|       | <b>(15) 通院・買い物乗合タクシー実証運行事業計画(案)について</b>                                                            |
| 深村副主幹 | (別紙資料に基づき説明する。)                                                                                    |
| 委 員 長 | 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。                                                                        |
| 木 下   | 対象の世帯数、人数を伺う。                                                                                      |
| 深村副主幹 | 対象世帯は 202 世帯である。人数は把握していない。202 世帯のうち敬老パスを発行したのは、70 世帯である。                                          |
| 委 員 長 | 他に質疑はあるか。                                                                                          |
| 荒 木   | 1 キロメートル以上なので 15 丁目以北に設定をしたという説明だったが、12 丁目でも中央通りのバス停から東西に 1 キロメートル以上ある世帯はないのか伺う。あるのであればその理由について伺う。 |
| 深村副主幹 | 12 丁目でも 1 キロメートル以上の方はいる。今回の実証運行が江部乙の中央通りバス停まで送迎するモデル的なものであることから、幹線から遠い方を対象                         |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員 長<br>清 水  | <p>にしたということである。</p> <p>他に質疑はあるか。</p> <p>① バスの乗車が困難な農村地域の住民が対象だが、幹線のバスを利用しない方も利用可能なのか伺う。</p> <p>② 経費が1カ月の割に高い。今後エリアを何倍にも広げる可能性があるので、事業化に当たって、財源について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 深村副主幹        | <p>① バスを利用しない方も利用可能である。バスの乗車が困難な方を公共交通との共存を視野に入れつつ、江部乙中央通り付近までお連れして、必要に応じて通院、買い物に行っていただく。中には江部乙の中心市街地が通院先であったり、農協で済ませている方もいるので、そういった方も想定してバス利用に限らず、中央通り付近まで送迎する。</p> <p>② 実証運行で一定程度の結果を踏まえた段階の次の実施について、今回の実証運行ではある程度利用されなければならないと考えている。その際には1便当たりの輸送人員が何名か、その稼働率がどうか、午前3便、午後2便で1カ月間運行するが、運行本数に対する実運行本数が果たしてどのくらいあるのか、さらに利用してもらった結果、利用実態をタクシー会社からもらい分析し、利用された方がどういった利用頻度、便数、時間帯などを把握して、より使われやすいものを検討していかなければならないと思う。利用実績が一定程度のラインを超えたから、江部乙地域において本格運行するということではなく、まずは利用実態を適正に把握した上で、これが敬老バス制度との併用ということも視野に入れるべきか、選択方式の導入も考えるべきなのかもトータルとして考えていきたい。財源について、補助制度は見出していない。一般財源にならざるを得ない。</p> |
| 清 水          | <p>敬老バスとの併用をどうするか検討課題だと答弁があった。この制度は立派なものだと思うが、併用できないとすれば、江部乙中央通りから100円ではなく300円程度ということだと思う。あくまでも江部乙12丁目近辺に住んでいる方よりさらに特別な不便性をこれで解消させるわけなので、市街地に住んでいる方よりもバス代がかかるという不便は市が補うという考えを変えるべきではない。このようなことについてはどうか伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 深村副主幹        | <p>高齢者の移動手段の確保に向けての検討という中で、不便な地域に住んでいる方が通院、買い物に利用される際にそこにより手厚い配慮をということだと思うが、敬老バスとの併用は、公共交通との共存ということもあり、トータルで判断する必要がある。持続性、継続性を視野に入れて考えていかなければならない。その点については事業費が大きなウェートを占めてくる。今後、トータルで判断させていただく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員 長<br>副委員長 | <p>他に質疑はあるか。</p> <p>他の自治体で日程を決めて、営業車を所定の場所まで運んでコストを下げっていくことも行われている。将来的にコストを下げていくということから、利用する方が協力していく必要性がないのか伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 深村副主幹        | <p>対象世帯が202世帯で、利用目的が通院、買い物で、それぞれ行き先が違う。そうした中でまとまって乗ってほしいとは思いますが、本人の利便性を考慮した上で時間帯設定を行った。現時点で協力を求めるということは考えていない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員 長         | <p>他に質疑はあるか。(なし) (15)は報告済みとする。若干休憩する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

休 憩 15:01

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。前回の厚生常任委員会で資料要求があった。本日所管より資料が提出されたが、その件について説明願う。
- 深村副主幹 ○ 厚生常任委員会要求資料について  
(別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 清水 ① 資料No5、地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長に就任したり、役員等として参加したりすることは、適当でないということについて、慣例的という意味だが、どういったことなのか伺う。
- 深村副主幹 ② 社会福祉法人の監督官庁は北海道だが、仮に慣例的でなく、一時的だということ、理事長や理事になろうとする場合、北海道に対してどういった許可申請行為があるのか伺う。
- 清水 ① 慣例的という意味だが、確認はしていない。46通知に基づく社会福祉事業団から一般社会福祉法人に移行する際、先ほど19年1月に2度ほど空知振興局のほうへ事業団と連れ立って、相談をしたと説明したが、その後も事業団サイド、市側でも個別に空知振興局の担当者に確認をしている。その際の指導としては、それまでの46通知に基づく市長が理事長になることや特定の公職にある者が役職につくということとはできないというものだった。その経過があり、理事構成も検討した結果、現在は入っていない。
- 清水 ② 協議ということで相談をした上で、申請行為になる。許可の伺いをして、決定がおりて、人選するというのではない。
- 清水 一般社会福祉法人化されたところで、不透明なことがたくさんある。8億円の現金資産を引き継いだ一般社会福祉法人化に対する市の責任というのは、非常に重い。それをどのように果たすのか。千葉県の社会福祉法人では覚書をして、中長期にわたって役員構成等についても自治体と事業団が協議をしている。このようなものをこれからつくることや、不透明なことを繰り返すのであれば、施設の一部を直営とするなど、指定管理制度以外の事業運営についても考える必要があるのではないかと思います。このようなことについてどう考えるか伺う。
- 橘部長 今後の譲渡に向けて、1年間の指定管理ということで行っている。ことし1年かけていろいろな手法があると思うが、全施設を委託するのか、分社化もある。今後、話し合いを進めていきたい。
- 清水 24年度はこれまでどおりということだと思う。早くできることは手を打つ必要がある。役員を送り込むことも考える必要がある。現在の北海道の事業団の理事長は前教育長である。そういったことも含めて北海道に問い合わせをして、覚書については、千葉県に倣って作成して24年度に臨むという考えについて伺う。
- 橘部長 覚書については、今の時点では指定管理ということで協定を結んでいる。社会福祉事業団を一企業として考えている。どこまで企業に入り込むことができるのか、北海道へ照会が必要であり、現時点であれこれ話すことはできない。24年度指定管理の協定を結ぶときに、中身を変えていく必要があるのではないかと思います。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 荒木 評議員の中に一定の学識経験者や地域関係者を入れるような指導になっているという話があったが、それをだれが選ぶのか。理事は評議員が選ぶとあるが、

委員長 評議員はだれが選ぶのか伺う。

委員長 評議員の選考については、すぐに答弁できないとのことなので、次回委員会で説明してもらおう。他に質疑はあるか。(なし)この件については報告済みとする。

委員長 **2 第3回定例会以降の調査事項について**

委員長 別紙のと通りの調査項目で調査をすることでよいか。(よし)第3回定例会以降の調査事項は別紙のとおりとする。

委員長 **3 その他について**

委員長 厚生常任委員会の道外視察について、日程の確認、視察内容の確認をする。日程だが、10月11日火曜日に出発したいと考えている。また、一部委員からの要望があり、2泊3日の行程にしたいと思うが委員はどうか。(よし)日程は10月11日火曜日から13日木曜日までとする。視察内容について、荒木委員から提案があったが、省エネに関連して、LED照明について埼玉県の間企業を1カ所考えているが委員はどうか。(よし)埼玉県の間企業を視察することにする。そのほかの視察内容について意見はあるか。

荒木委員長 何かあれば今月中に委員から情報をもらって決定したほうがよいと思う。

委員長 もう一つの視察内容について、できるだけ早めに提案いただき、正副委員長で決定したいと思うがいかがか。(よし)続いて、あす社会福祉事業団が指定管理する施設4カ所の視察がある。9時からの視察なので8時50分までに市役所に集まっていたきたい。若干休憩する。

休 憩 15:38

再 開 15:39

休憩前に引き続き会議を再開する。ほかに委員から何かあるか。(なし)

委員長 **4 次回委員会の日程について**

委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)以上をもって第4回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 15:40